

## ボランティアの個人情報の町での管理について

## ・教育委員会で個人情報の管理を行うことは可能

但し、収集にあたり（紙・Google フォーム、FAX 等）、学校や町が収集した個人情報について、学校運営協議会等の活動に伴う目的と提供について使用する目的等を明示して、本人同意を得る必要がある。（教育委員会が持つ個人情報について、何処に何の目的で何をするために利用するのか等）

課題：本人同意を得るための文言について範囲の設定が難しくなる。

緩やかな本人同意の文面だと、提供について曖昧な部分が出てくる。

詳細な本人同意の文面だと、提供について様々な制限が出てくる。

## 個人情報の収集と提供とボランティア開始までの流れ

